

新病院広告付きデジタルサイネージ設置運営業務に  
係る公募型プロポーザル実施要領

令和6年11月

半田市立半田病院 事務局 管理課

## 1. 業務の概要

### (1) 業務名

広告付きデジタルサイネージ設置運營業務

ア. 準備期間（契約締結日～令和7年3月31日）

イ. 管理運営期間（令和7年4月1日～令和10年9月30日）

・知多半島総合医療センター（愛知県半田市横山町192番地）※新半田市立半田病院

### (2) 業務内容

別紙「（仮称）地方独立行政法人 知多半島総合医療機構広告付きデジタルサイネージ設置業務仕様書」のとおり。

### (3) 業務履行場所

地方独立行政法人 知多半島総合医療機構 知多半島総合医療センター  
半田市横山町192番地

### (4) 業務期間

契約締結日から令和10年9月30日まで

※ただし、契約締結日から令和7年3月31日までは準備期間とし、当該業務を行うのは令和7年4月1日からとする。

(5) 提案金額は0円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、これを超えた提案は無効とする。

※地方独立行政法人設立前の準備行為として実施するものであり、地方独立行政法人が設立しなかったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

## 2. 参加資格要件

プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日より過去5年間において、病床数400床以上の病院での当該業務実績があること。
- (3) 本実施要領の公表の日において、愛知県内に本店、支店または営業所を有していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）ではないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税が未納でないこと。
- (6) 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

## 3. 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 提案書等必要な書類に不備がある、又は提出日に遅れた者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者。

- (3) プレゼンテーションの実施に遅れた者。
- (4) 「2. 参加資格要件」の各号の要件を満たしていないと判断される者。
- (5) 仕様書等交付依頼書（様式1）を提出した者が、選定委員に直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

#### 4. 担当部局

〒475-8599 愛知県半田市東洋町二丁目29番地  
 半田市立半田病院 事務局 管理課  
 電話：0569-22-9881  
 ファックス：0569-24-3253  
 電子メールアドレス：byouin@city.handa.lg.jp  
 ホームページURL：https://www.handa-hosp.jp/

#### 5. スケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和6年11月18日
質問書の受付	令和6年11月18日～11月25日
質問書の回答公表	令和6年12月2日
プロポーザル参加表明書提出	令和6年12月10日（10時～16時）
参加資格の可否についての連絡	令和6年12月12日
提案書等提出期限	令和6年12月18日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和6年12月24日
選定結果の通知	令和6年12月26日（予定）
協定書締結	令和7年1月中旬（予定）

#### 6. プロポーザル参加表明書の提出手続等に関する事項

##### (1) 提出書類

ア. プロポーザル参加表明書（様式1）

イ. 宣誓書（様式2）

ウ. 会社概要・事業実績書（様式3）

業務実績があることを確認できる契約書鑑の写し、業務名と実施業務が確認できる仕様書の写しを添付すること。

エ. 登記事項証明書等

・法人事業者：履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

・個人事業者：代表者の身分証明書（本籍地の市町村が証明するもの）

オ. 納税証明書等（未納の税額がないことの証明書、プロポーザル参加表明書の提出日から起算

して3ヶ月以内に発行されたもの)

- ・法人事業者：国税（法人税、消費税及び地方消費税）県税（法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税）市町村税（法人市町村民税及び軽自動車税）について、国および申込者の所在地における地方公共団体が証明する書類（プロポーザル参加表明書提出時点において発行できる直近3年度分）
- ・個人事業者：上記法人事業者の場合に相当する書類

(2) 交付方法

ア. 交付方法

「4. 担当部局」にて交付または当院ホームページからダウンロード

ただし、交付の場合は8時30分から17時（土・日・祝日は除く。）とする。

7. プロポーザル参加表明書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

「6. プロポーザル参加表明書の提出手続等に関する事項」において必要とする書類

(2) 提出先

「4. 担当部局」と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 提出日時

令和6年12月10日（火）（持参の場合は10時～16時）

(5) 提出部数

各1部

(6) プロポーザル参加の可否

受付後、参加の可否を判断し、令和6年12月12日（木）までにメールにて連絡する。

8. 質問書の提出手続等に関する事項

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、次のとおり提出すること。

質問の範囲は本要領及び配布資料に関することのみとし、それ以外の質問は受け付けない。また、質問への回答は本要領の細部の説明又は補完する内容とし、質問事項全てに対して回答できるとは限らない。

(1) 提出書類等

質問書（様式4）

(2) 提出方法

電子メールにて提出すること。

電子メール送付の際は、件名を「新病院広告付きデジタルサイネージ設置運營業務に係るプロポー

ザルに関する質問について（事業者名）」とすること。

なお、不着等の事故を防ぐため、送付後電話で送付の旨を連絡すること。

(3) 提出期限

令和6年11月25日（月）17時

(4) 回答

令和6年12月2日（月）までに、病院ホームページ上で回答を公表する。

なお、質問の回答は、実施要領又は仕様書の追加・修正とみなす。

9. 提案書の作成手続き等に関する事項

これまでの受託実績やノウハウを活用し、仕様書の想定以上の提案も積極的に行うこと。

(1) 提出書類

ア. 提案書（表紙）（様式5）

イ. 提案書（様式自由）

ウ. 提案書の開示に係る意向申出書（様式6）

(2) 提出先

「4. 担当部局」と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 提出期限

令和6年12月18日（水）17時必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

(5) 提出部数

正本 1部、副本 5部

(6) 提案書の内容

別紙評価基準に沿った提案とすること。

10. プレゼンテーション及びヒアリング

提出書類の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり実施する。

(1) 実施日

令和6年12月24日（火）

実施場所等詳細は後日通知する。

(2) 注意事項

ア. プロポーザル参加表明書（様式2）受付順に実施する。

イ. 当日配布資料は認めない。

ウ. 提案書の内容、別紙評価基準に沿ったプレゼンテーションを実施すること。

エ. 提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングには、当該事業責任者が出席すること。なお、会場に

入室できる者は、説明者を含めて3人以内とする。

オ. 1参加者あたりのプレゼンテーションの時間は10分間、ヒアリングに10分間を割り当て、合計20分程度とする。スクリーン及びプロジェクターは発注者が用意するものを使用すること。

カ. ヒアリングは、プレゼンテーションの内容及び審査書類に関し行うものとする。

#### 1.1. 選定方法及び評価項目等

公募により事業に係る提案書等の提出を受け、提出書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査した上で、新病院広告付きデジタルサイネージ設置運營業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）によって、優先交渉権者及び次点者を選定する。

(1) 次に定める者のうち、最高得点者を優先交渉権者として選定するものとする。

ア. 参加資格を有する者

イ. 評価点の7割以上を獲得している者

(2) 最高得点者が2者以上あるときは、評価区分「案内板等の機能」の点数が高い者を優先交渉権者とする。

(3) 提案者が1者の場合であっても、2者以上の場合と同様に提案審査を実施する。

(4) 評価点は別紙評価基準のとおりとする。

(5) 選定委員会組織

選定委員会の構成員（以下、選定委員）は以下のとおりとする。

委員 坂元 照幸（所属：半田市立半田病院 事務局 事務局長）

委員 榊原 崇（所属：半田市立半田病院 事務局 管理課 課長）

委員 森本 英樹（所属：半田市立半田病院 医療情報管理室 室長）

#### 1.2. 選定結果に関する事項

(1) 選定結果の通知

最終選定結果は令和6年12月26日（木）（予定）までにホームページにて公表し、選定結果通知書を発送する。なお、選定結果の問い合わせについては一切応じない。

(2) 優先交渉権者との交渉

選定した優先交渉権者と提案内容及び発注者の意向について協議調整を行い、決定に至れば受注者として決定する。ただし、その者が交渉時まで「2. 参加資格要件」を満たしていないと判断された場合や、辞退その他の理由から交渉が不可能となった場合には、次点者と交渉を行うものとする。

#### 1.3. その他（留意事項等）

(1) 押印の必要な箇所については、社印及び代表者印を押印すること。

(2) 本プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円とする。

(3) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

- (4) 提出書類は、提案者に返却しない。
- (5) 提出書類の受領後の差替及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類以外に必要と認める場合、追加資料を求める場合がある。
- (7) 本提案に係る情報公開請求があった場合は、半田市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがあるため、提案書の開示に係る意向申出書（様式7）を提出すること。
- (8) 提出された書類は、本提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。